

まちなか工房利用規約

1 まちなか工房の概要

- (1) 名 称 : まちなか工房
- (2) 所 在 地 : 前橋市千代田町二丁目 8 - 1 1
- (3) 面 積 : まちなか工房 1 階 104.71 m²のうち 61.78 m²

2 利用日・時間

- (1) 利 用 日 : 原則として通年利用可。前橋市が主催又は共催する事業または工房内に設置されたピザ窯を使用する催事がある場合は、それらを優先します。
- (2) 利用期間 : 同一申請者による利用日数は、原則連続 7 日を限度とします。
- (3) 利用時間 : 原則、午前 10 時から午後 8 時まで。それ以外の時間帯は応相談。
※利用時間とは、会場準備から片付けまで全ての時間を含みます。

3 受付場所・時間

- (1) 受付場所 : (公財) 前橋市まちづくり公社 まちづくり推進課で受け付けます。
住所 前橋市千代田町二丁目 8-12
電話 027-289-5565 (担当直通)
- (2) 受付時間 : 執務時間内 (平日 9:30~18:15)
- (3) 受付開始 : 利用希望日の 3 ヶ月前の月の初日 (当該日が休業日の場合は、次の営業日) から先着順に行います。

4 料金

(1) 施設利用料

まちなか工房の利用には料金がかかります。料金は後段掲載の料金表を参照してください。

※1 日の利用可能時間内で一部の利用(例：午前みの利用)であっても、終日分の料金をお支払いいただきます。

(2) ガス使用料

まちなか工房内に設置のピザ窯を使用する場合は、後段掲載の別途ガス料金をお支払いいただきます。

なお、ピザ窯の利用には審査がありますので、ご利用を希望の場合はご相談ください。

5 利用申請の方法

- (1) 定型の利用申請書に記載のうえ、ご捺印されたものを受付場所へご提出ください (郵送可)。
- (2) 利用申請書を受理後、利用内容を審査のうえ、利用の可否、利用料、条件等を決定し、通知します。

6 利用料の納付及び還付

(1) 利用承諾書の発送後、指定の利用料を受付場所に現金にて利用日前日（休業日の場合は前営業日）までにお納めください。

※振込みのお支払いをご希望の方はご相談ください。

(2) 利用日より14日前までに取消し申請を提出した場合は、全額還付します。ただし、やむを得ない理由による場合には、14日前以降でも全額還付します。

7 利用制限

(1) 公序良俗に反する行為や暴力等の不法行為を行う恐れのある人・団体でないこと。

(2) 政治的又は宗教的色彩を有していないこと。

(3) その他管理運営上不適当と認められるもの。

8 注意事項

(1) 施設の利用にあたっては、十分な事故防止対策を講じ、安全確保に努めること。

(2) 施設利用中の一切について、責任を持つこと。

(3) 騒音等近隣住民に迷惑をかけないように十分注意すること。

(4) 施設利用後の清掃については、使用者が責任を持って実施すること。

(5) 施設利用で発生したごみは必ず持ち帰ること。

(6) 施設には専用駐車場はありません。公共交通機関や近隣有料駐車場等の利用をお願いします。なお、駐車料金に関しては、利用者自身でご負担ください。

(7) 施設の周辺道路は交通規制がありますので、規制に従ってください。

(8) まちなか工房利用申請書に虚偽の記載があった場合は、たとえイベント広場利用時であっても公益財団法人前橋市まちづくり公社の権限において直ちに利用を停止させることができる。

(9) 火器取扱いのため、消火器、換気設備等を事前に確認し安全な使用に努めること。

【令和2年度の使用料】

時間帯	終 日 (10:00-20:00)
使用料 (営利)	* 終日使用 2 9 8 円
使用料 (非営利)	* 終日使用 1 9 2 円

【ガス使用料】

	ピザ窯使用1日(1回)あたり
使用料	1, 0 0 0 円